

○渡島廃棄物処理広域連合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する
条例

(平成12年10月24日条例第9号)

改正 (平成19年2月26日条例第2号)

改正 (平成20年3月11日条例第1号)

改正 (平成20年3月11日条例第2号)

全部改正 (平成20年10月21日条例第3号)

改正 (平成28年3月31日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 特別職の職員の報酬は、職務従事後これを支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が、会議等に参加したとき又は公務のため旅行したときは、その旅行に対し、費用を弁償する。

2 前項に規定する公務のため旅行したときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当の10種類とし、その額は関係市町の副市町長のうちから選任された副広域連合長相当額とする。

3 会議等に参加したときの費用弁償は、別表のとおり定める。ただし、同じ日に2以上の職務に従事したときは、重複して支給しない。

4 前3項の規定により支給する費用弁償の額は、住居地を起点として計算することができる。

5 費用弁償の支給方法は、一般職の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 11 日条例第 1 号）
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 11 日条例第 2 号）
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 21 日条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 1 号）
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 4 条関係）

区 分	報 酬 額	費 用 弁 償 額
監 査 委 員	日 額 5,000 円	日 額 3,000 円
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	日 額 5,000 円	日 額 3,000 円
行 政 不 服 審 査 会 委 員	日 額 5,000 円	日 額 3,000 円
情 報 公 開 審 査 会 委 員	日 額 5,000 円	日 額 3,000 円
個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員	日 額 5,000 円	日 額 3,000 円

備考 費用弁償額には、鉄道賃、車賃、宿泊料等の実費を加算して支給することができるものとする。